

## 連邦議会を「小さくする」ための 選挙制度の大改正

山本真敬

YAMAMOTO Masahiro

ドイツ連邦議会（法定定数 598）の選挙制度は、人物選択と結び付いた比例代表選挙（現連邦選挙法〔以下条文は同様〕1条1項）という小選挙区比例代表併用制を採用するものとして著名である。近年、連邦議会の最終的な議席数は、2013年連邦議会選では 631、2017年連邦議会選では 709、2021年連邦議会選では 736 に増大した。その原因はまず超過議席という仕組みにある。超過議席とは、第2票（政党候補者名簿への投票）に基づき各政党に配分された議席数を超えて第1票（小選挙区候補者への投票）の当選者が生じた場合、小選挙区の当選者を全員議員とするものである。しかし超過議席により、「負の投票価値」（政党の得票数は増えたのに議席数が減る、あるいはその逆）や、第2票による各政党への議席の比例配分の割合と各政党の最終的な議席数の割合とが乖離する問題が生じた。連邦憲法裁判所の2度の違憲判決を経て、超過議席の分も含め第2票での各政党の得票割合を維持するために議席を各党に追加配分する調整議席という仕組みが2013年連邦議会選から設けられた。この調整議席により、超過議席という仕組みを残しつつ第2票による各政党の得票割合に応じた議席数の配分を行うことが可能になったが、調整議席は最終的な議席数を大幅に増加させた（超過議席と調整議席の詳細につき、小林宇宙「超過議席と選挙の平等」一橋法学 20 巻 3 号〔2021 年〕1489 頁参照）。

これを受けて連邦議会は、2020

年 11 月 14 日、小選挙区の数をも 2024 年 1 月 1 日に 299 から 280 へと削減する連邦選挙法改正を行ったが（BGBl I S. 2395）、2023 年 3 月 17 日、連邦議会はこの定数削減のための条項を施行前に廃止しより大規模な制度改正を行った（与党提案〔BT-Drucks 20/5370〕が委員会修正〔BT-Drucks 20/6015〕を経て連邦議会でも可決）。

紙幅の関係もあり詳細は触れられないが、今般の改正でも有権者が第2票と第1票の2票を投ずる仕組みとその呼称は維持し（新1条2項）、小選挙区の数も 299 のままである（同条3項）。また、政党に所属しない者が小選挙区で立候補し、最多票を獲得すれば議員となることのできる点は維持された（同条4項・新6条2項等）。

しかし大きな変更点がある。まず、第2票の得票率が 5% 未満の場合には第2票の議席配分が受けられないとする阻止条項は残るが、小選挙区で 3 議席以上獲得すれば第2票の配分を得られるとする基本議席条項が廃止された（新4条2項2号）。また、議席増加の主要因である超過議席および調整議席が廃止され、連邦議会議員の法定定数は 598 から 630 に変更された一方で、630 を超える例外は法律上認められない（新1条1項）。議席は、連邦全体で政党のラント候補者名簿に投じられた第2票の数に比例して各政党に配分され（上位配分）、これに基づき各政党に配分された議席は、各ラント候補者名簿への第2票の数に比例して当該ラント候補者名簿に

配分される（下位配分）（新4条2項・3項）。

改正により各政党は、小選挙区において最多の第1票を得た自らの候補者に関して、当該政党に配分される第2票によって裏付けられる（decken）議席数を得る（新1条3項）。各政党につき「最多票を得た小選挙区の数×第2票で割り当てられた議席数」となる場合、従来は超過議席が認められていたのに対し、改正法では第2票割当議席数に達するまで小選挙区候補者の第1票の得票率の高い順で議員として選出される。小選挙区で最多票を得ても議員となることができない可能性が生じ、これに伴い「人物選択と結び付いた比例代表選挙」という文言（現1条1項）も削除された。他方、「最多票を得た小選挙区の数×第2票で割り当てられた議席数」の場合、小選挙区で最多票を得た候補者と、これ以外の候補者名簿の候補者が議員として選出される（新6条）。

さらに、区割りには上下 10% の偏差を超えないようにすべきものとされ、上下 15% の偏差が生ずると区割りを見直さなければならない（従来はそれぞれ 15% および 25%）（新3条1項3号。この点のみ 2026 年 1 月 1 日施行）。

基本議席条項の廃止は、2021 年連邦議会選で見ると、小選挙区で 3 議席を獲得し第2票得票率が 4.9% にとどまった Die Linke（現 39 議席）のような政党に影響が大きく、連邦憲法裁判所で今回の制度改正の合憲性を争うことを野党が検討中と報じられている。